宮城県松くい虫防除対策協議会

時:令和2年11月26日(木) 午前10時から正午まで

所: 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 宮城県防除実施基準の変更(案) について
 - (2) 高度公益機能森林の区域の指定(案) について
 - (3) 令和3年度農林水産大臣命令の区域(案) について
- 4 情報提供
 - (1) 森林病害虫等被害の現状について
 - (2) 県内の森林病害虫等防除に向けた取組について
- 5 その他
- 6 閉会

宮城県松くい虫防除対策協議会 出席者名簿

令和2年11月26日

		職名	出席者氏名	備考
1		石巻市長	(代)佐藤 政孝	産業部農林課課長
2		松島町長	(代)熊谷 清一	副町長
3		東北森林管理局仙台森林管理署 署長	米田 雅人	
4		宮城県森林組合連合会 代表理事専務	浅野 浩一郎	
5		宮城県農業協同組合中央会 常務理事	髙橋 慎	
6		宮城県養蜂協会 会長	石塚 武夫	
7		宮城県漁業協同組合 専務理事	平塚 正信	
8	委 員	食・緑・水を創る宮城県民会議 会長	工藤 昭彦	欠席
9		宮城県森林整備事業協同組合 代表理事	村井 八郎	
10		宮城県森林組合組合長会 会長	齋藤 司	
11		石巻地方松くい虫防除推進会 会長	大内 伸之	
12		日本樹木医会宮城県支部 支部長	後藤 昭浩	欠席
13		宮城県環境生活部長	(代)江刺 ひろ子	自然保護課課長補佐(総括担当) 兼環境対策課技術補佐
14		宮城県水産林政部長	小林 徳光	欠席
15		宮城県林業技術総合センター 所長	齋藤 和彦	
16		宮城県水産林政部森林整備課 課長	大信田 知英	
17		同 副参事兼課長補佐(総括担当)	三浦 輝彦	
18	事務局	同 課長補佐(総括担当)	大類 清和	
19	尹伤川	同 森林育成班 技術補佐(班長)	熊田 有希	
20		同 森林育成班 技術主査(副班長)	菅原 真明	
21		同 森林育成班 技師	本田 ありさ	

宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領

(設置)

第1条 松くい虫被害のまん延を防止し、もって森林資源の保護と森林の持つ公益的機能を 保全するために行う松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施に資するため、宮城県松くい 虫防除対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会は、会長及び副会長並びに委員をもって構成する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 環境生活部長
 - (2) 水産林政部長
 - (3) 林業技術総合センター所長
 - (4) 仙台森林管理署長
 - (5) 石巻市長
 - (6) 松島町長
 - (7) 宮城県森林組合連合会代表理事専務
 - (8) 宮城県森林組合組合長会会長
 - (9) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
 - (10) 宮城県養蜂協会長
 - (11) 宮城県漁業協同組合専務理事
 - (12) 食・緑・水を創る宮城県民会議会長
 - (周) 宮城県森林整備事業協同組合代表理事
 - (油) 石巻地方松くい虫防除推進会長
 - (15) 日本樹木医会宮城県支部長
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長を置き,委員の互選によって定める。
- 2 会長は、協議会の事務を統轄し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
 - (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
 - (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項

- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項

(協議会の会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が主宰する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(地区防除協議会の設置)

第6条 協議会の下に、必要に応じて各地方振興事務所ごとの地区松くい虫防除協議会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、水産林政部森林整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- この要領は、昭和51年1月26日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和55年2月14日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和58年4月8日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和61年3月11日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成8年4月11日から施行する。 附 則
- この要領は、平成10年3月3日から施行する。 附 則
- この要領は、平成12年3月8日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年3月9日から施行する。 附 則
- この要領は、平成16年12月10日から施行する。

附則

- この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年12月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年9月27日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。

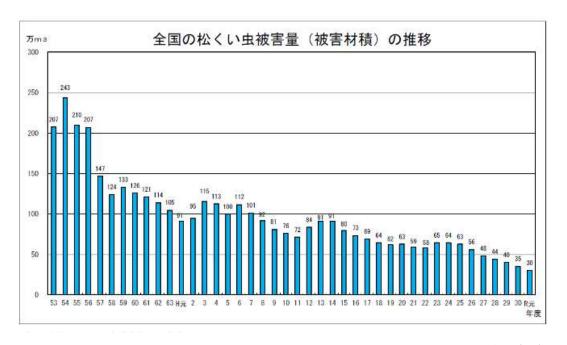
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量

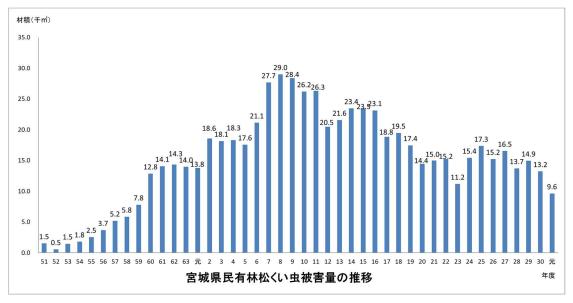
全国: H30 <u>352.2 千㎡</u> → R1 <u>302.1 千㎡</u> (前年比 86%)

宮城県(民有林): H30 13.2 千m³ → R1 9.6 千m³ (前年比 73%)

- ・昭和50年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成8年度の28,986 m3
- ・令和元年度の被害量は 9,612 m³ (前年度比 73%)
- ・特別名勝「松島」地域の R1 被害量は 4,788 ㎡と県内の被害の約半分



引用: 林野庁資料(R2)



2 現在実施している取組

• 伐倒駆除

適期:10~2月(遅れる場合羽化脱出前(6月)まで 当年度被害木を中心に駆除処理を実施し、マツノマダラカミキリの繁殖を防止。

くん蒸処理, 破砕処理, へり搬出処理など実施。

•特別防除(空中散布)

適期:6月(羽化脱出前)

広範囲かつまとまったマツ林であり、周囲への散布の影響が少ない箇所で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



適期:6月(羽化脱出前)

周囲への散布への影響があり、空中散布が困難なまとまったマツ林で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



適期:11月~2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いので、実施箇所の精査が必要。

・生立木除去 被害拡大防止森林など感染源を取り除き、樹種転換を図る

植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

・被害材搬出・利用 特別名勝「松島」地域等,景観対策として, 過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。















都道府県別松くい虫被害量(被害材積)の推移(総数)

(単位:千㎡)

							(.	単位:千㎡)
X	分年	度	H27	H28	H29	H30	R元	対前年度比
北	海	道	_	_		_		-
青	森	県	0.0	0.1	0. 0	0, 1	0, 1	77%
岩	手	県	35. 3	32. 5	29. 9	30. 3	28. 1	93%
宮		県	19. 9	16.0	17. 5	15. 0	10. 7	72%
秋	田	県	17. 7	17. 9	11.5	10.0	9. 4	94%
山	形	県	29. 8	34. 2	26. 6	25. 5	24. 1	95%
福	島	県	31. 2	30. 7	30. 4	32. 6	30. 8	94%
茨	城	県	5. 2	4. 3	5. 4	5. 6	3. 3	60%
栃	木	県	9. 4	9.3	7. 4	7. 1	6. 6	93%
群	馬	県	7. 5	7.7	6. 3	5. 4	4. 4	81%
埼	玉	県	0. 2	0. 1	0.0	_		_
Ŧ	葉	県	1.5	1. 5	1.4	0. 6	0. 4	68%
東	京	都	0.5	0.1	0.0	0. 1	0.0	11%
神	奈 川	県	0. 4	0. 3	0.3	0. 4	0.4	106%
新	潟	県	15. 9	7.4	4. 0	3. 5	4. 4	127%
富	Щ	県	1.3	0. 9	0.5	0. 3	0. 4	127%
石	,JII	県	6. 7	5. 5	4. 5	3. 9	5. 1	133%
福	井	県	4. 6	3. 6	2. 4	2. 3	1. 8	79%
山	梨	県	7. 1	6. 5	5. 3	5. 1	4. 0	78%
長	野	県	77.7	74. 4	76. 1	73. 9	72. 0	97%
岐	阜	県	1.9	0. 7	0.4	0. 3	0.6	186%
静	岡	県	6. 5	6. 4	6. 7	8. 5	6. 8	80%
愛	知	県	1.6	1. 2	0. 9	0.8	0. 9	116%
三	重	県	2.5	2, 5	2. 1	2. 2	0.9	41%
滋	賀	県	1.6	1.2	0.9	0. 7	0. 5	72%
京	都	府	11.5	9.6	14.0	8.6	5. 1	59%
추	阪	府	1.5	0.9	0.8	0.5	0.5	99%
兵	庫	県	5. 4	3.8	2.8	2. 8	1.6	59%
奈	良	県	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	93%
和自	歌山	-	0.4	0.4	0.4	0.5	0.8	153%
鳥	取	県	11. 6 13. 2	4. 6	6.8	3. 0	3. 3	111%
島田田	根	県県	4. 5	11. 2	9.8	8. 1	2. 9	36%
岡広	<u>山</u> 島	県	15. 7	3. 8 14. 9	3. 4 12. 5	3. 0 11. 2	4. 2	139%
出		県	20. 2	20.0	18. 8	17. 6	9. 4 14. 1	84% 80%
徳	島	県	0.3	0. 2	0. 3	0.3	0. 2	67%
香	 川	県	12. 9	12. 5	6. 2	5. 7	5. 8	103%
愛	媛	県	5. 5	4. 5	3. 9	3. 5	3. 0	86%
高	知	県	0. 1	0.1	0. 3	0.3	0. 2	69%
福	岡	県	9.0	7. 2	5. 5	5. 5	2. 0	36%
佐	賀	県	0.3	0.4	0.4	0. 2	0. 3	109%
長	崎	県	1.0	1.7	5. 9	14. 0	11. 3	81%
熊	本	県	0.8	0. 2	0. 3	0.5	0.4	73%
天	分	県	0. 5	0. 3	0. 2	0. 2	0. 2	114%
宮	崎	県	5. 7	3. 1	1. 7	1. 0	1. 1	110%
鹿	児島	県	69. 6	70. 2	62. 0	29. 9	18. 7	62%
沖	縄	県	5. 1	4.5	2. 3	1. 2	0.7	57%
合		計	481. 4	440. 1	399. 3	352. 2	302. 1	86%
注:	,	- 44	11	道府県からの報				

注1 民有林については、都道府県からの報告による。

² 国有林(官行造林地を含む。)については、森林管理局からの報告による。

³ 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。

⁴ 四捨五入により合計と一致しない場合がある。

⁵ 被害の発生していないものを「一」、50㎡未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

令和元年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位: 本, m³

事				平成3	0年度	令和え	 元年度	前年比	事		平成3	0年度	令和元	1	<u>u : 本, m</u> 前年比
務 所		市町村	İ	本数	材積	本数	材積	(%)	務 所	市町村	本数	材積	本数	材積	(%)
	白	石	市	146	76	146	92	121		栗 原 市 (旧 築 館 町)	121	55	98	76	139
	角	田	市	160	119	110	74	63		栗 原 市(旧若柳町)	9	4	5	1	30
	蔵	王	町	16	18	16	18	100		栗 原 市(旧栗駒町)					-
	七	ヶ宿	町	32	27	17	14	53		栗 原 市(旧高清水町)	12	19	14	26	140
大河	大	河原	町	29	28	9	11	40		栗 原 市(旧鶯沢町)	98	55			皆減
	村	田	町	50	47	50	40	85	栗原	栗 原 市 (旧一迫町)	28	25	17	26	102
	柴	田	町	115	103	71	95	92		栗 原 市(旧瀬峰町)	18	38			皆減
	Ш	崎	町			13	12	皆増		栗原市(旧金成町)	48	52	7	13	24
	丸	森	町	1,836	1,004	418	230	23		栗 原 市(旧志波姫町)	37	5	12	2	49
		計		2,384	1,422	850	587	41		栗原市(旧花山村)	43	23			皆減
	仙	台	市	321	476	391	388	81		計	414	277	153	144	52
	塩	竈	市	1,028	393	247	178	45		気 仙 沼 市 (旧気仙沼市)	298	241	224	183	76
	名	取	市	29	46	12	23	51		気 仙 沼 市 (旧唐桑町)			481	449	皆増
	多	賀 城	市	3	4			皆減	気仙	気 仙 沼 市 (旧本吉町)					_
	岩	沼	市			104	72	皆増	沼	南 三 陸 町(旧志津川町)			491	456	皆増
	富	谷	市			15	20	皆増		南 三 陸 町 (旧 歌津町)	407	153			皆減
 	亘	理	町	173	94	104	77	82		計	705	394	1,196	1,088	276
仙台	山	元	町					-		登 米 市(旧追町)	86	64	34	41	64
	松	島	町	1,902	1,611	1,394	1,433	89		登 米 市(旧登米町)	166	138	23	18	13
	七	ヶ浜	町	671	594	864	612	103		登 米 市(旧東和町)	312	229	208	133	58
	利	府	町	1,232	1,141	494	622	55		登 米 市(旧中田町)	46	36	38	31	84
	大	和	町			258	63	皆増	登	登 米 市(旧豊里町)	129	102	28	9	9
	大	郷	町	12	9			-	米	登 米 市(旧米山町)					-
	大	衡	村	58	21	214	191	920		登 米 市(旧石越町)	76	34			皆減
		計		5,429	4,389	4,097	3,679	84		登 米 市 (旧南方町)	2	6	1	3	46
		崎 日古川	\rightarrow					-		登 米 市(旧津山町)					-
	_	崎 松 山	-			8	10	皆増		計	817	609	332	235	39
		崎 三 本 木	$\overline{}$					-		石 巻 市(旧石巻市)	3,766	2,048	1,504	908	44
	_	崎 鹿島台						-		石 巻 市(旧河北町)	241	273	72	72	26
		岩出山						-		石 巻 市(旧雄勝町)	243	167			皆減
п.		崎 明子	\rightarrow	19	16	10	15	95		石 巻 市(旧河南町)	35	69	17	23	34
	大 (旧	崎田 尻	市町)					-	声	石 巻 市(旧桃生町)	16	20			皆減
	加	美 ———	町					-	東部	石 巻 市(旧北上町)	23	12			皆減
	色	麻	町	58	78	49	66	84		石 巻 市(旧牡鹿町)	995	539	1,115	394	73
	涌	谷 	町					-		東松島市(旧矢本町)					-
	美 (IE =		-					-		東松島市(旧鳴瀬町)	2,993	2,386	2,967	1,944	81
	美 (里日南 銀	\$) BT					-		女 川 町	841	517	781	448	87
		計		77	94	67	91	97	<u> </u>	計	9,153	6,031	6,456	3,789	63
						県 合 計					18,979	13,215	13,151	9,612	73

令和2年度松くい虫被害対策事業の一覧

	1		I	TJ 4%		象松林	阿 東	マリー見	
作業種	県事業名	実施主体	補助率	高度公益 機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害 拡大防止 森林	左以外森林	備考
	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	0	0	0	0	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	0	0	0	0	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
伐倒駆除	林業·木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	0	0	0	0	×	・仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
1人 计测论协	森林病害虫等防除(県単)	県	_	0	0	0	0	×	・特別名勝以外の県所管松林 ・伐倒処理は不可
	森林育成事業 (衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	0	0	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金 (宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	0	0	0	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)
	森林病害虫等防除事業	県·市町村	国庫:1/2 県:1/4	0	0	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所で発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
特別防除 及び	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	0	0	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
地上散布	森林病害虫等防除(県単)	県	_	0	0	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
on	市町村振興総合補助金 (宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	0	0	×	×	0	森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)・高度公益機能森林,地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	森林病害虫等防除事業	県·市町村	国庫:1/2 県:1/4	0	0	×	×	×	・前回実施した箇所を実施
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	0	0	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
樹幹注入	森林病害虫等防除(県単)	県	_	0	0	×	×	0	- 特別名勝以外の県所管松林 - 地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金 (宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	0	0	×	×	0	森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施+30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)高度公益機能森林,地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	特別名勝「松島」 景観保全対策事業	県	-	0	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業 (宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	0	0	0	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材 搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業 (里山林健全化事業)	市町村	県:定額 (標準単価以 内)	0	0	0	0	0	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
	市町村振興総合補助金事業 (宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	0	0	×	×	0	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
植栽	温暖化防止森林づくり推進事業 (里山林健全化事業)	市町村	県:定額	0	0	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	特別名勝「松島」 景観保全対策事業	県	-	0	0	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽

(1) 宮城県防除実施基準の変更について

<根拠法令>

〇 森林病害虫等防除法第7条の3第1項

都道府県知事は、(~略~)防除実施基準に従って、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準 (以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

森林病害虫等防除法第7条の3第3項

都道府県知事は,都道府県防除実施基準を定め,又はこれを変更しようとするときは,都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

- 〇 平成9年4月7日付け9 林野造第103号 「森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の 運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」
 - 2 (1) 事前に(〜略〜)必要な関係部局と連絡協議の上,関係行政機関,森林組合,利害関係者等を構成員とする<u>連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案(変更案)を作成する。</u>
 - 2(3) 都道府県防除実施基準案(変更案)について都道府県森林審議会(部会)に諮問し、答申を得る。

(2) 高度公益機能森林の区域の指定(案) について

<根拠法令>

〇 森林病害虫等防除法第7条の5第1項

都道府県知事は, (~略~) 松くい虫等の種類ごとに,民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

〇 森林病害虫等防除法第7条の5第2項

都道府県知事は,高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し,又はこれを変更しようとすると きは,都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

- 〇 平成9年4月1日付け9林野造第104号 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定,樹種転換促進 指針の策定,地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」
 - 2 (1) 事前に(〜略〜)必要な関係部局と連絡協議の上,<u>森林病害虫等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案(変更案)を作成する。</u>
 - 2 (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案(変更案)について都道府県森林審議会 (部会)に諮問し、答申を得る。
 - 3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方(抜粋) 〜適合する森林の区域について指定するものとする。なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林 については、適宜指定の解除を行うこととする。※1
- ※1 特定森林(松林)でなくなった区域の指定解除は、報告事項とされている。

(3) 令和3年度農林水産大臣命令の区域(案)について

<根拠法令>

〇 宮城県森林審議会規程(抜粋)

第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。

- 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
- 一 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第3条第1項第4号(樹幹注入)及び同条第2項 (特別伐倒駆除)の規定による命令,(~略~)に関すること。

○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領(抜粋)

(協議事項)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - $(1) \sim (4)$ 略
 - (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項
- ※ 上記の審議会審議事項について、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条に基づき、
 - 「(5) その他松くい虫被害対策に必要な事項」の中で協議することとしている。

○協議事項1

宮城県防除実施基準の変更(案)について

- 宮城県防除実施基準の変更
 - (1) 変更内容・理由
 - 「1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の 区域|に定める区域の変更
 - ①石巻市(石巻:田代島)の区域の解除及び齟齬の修正
 - ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除 (2 ha減)
 - ・小班の分筆に伴う追加及び合筆による林小班の消失による解除(面積の増減はなし)
 - ②石巻市(牡鹿:網地島)の区域の解除及び齟齬の修正
 - ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除(3ha減)
 - ・小班の分筆に伴う小班の追加(面積の増減はなし)
 - ③東松島市(鳴瀬:嵯峨渓)の面積の追加
 - ・特別防除実施区域の追加に伴う面積の増加(13ha増)
 - ④宮城郡松島町の区域の解除及び齟齬の修正
 - ・小班内のマツが減少し、広葉樹林化が進んだため、防除区域を解除。

また、地上散布に移行するため防除区域を解除(5ha減)

- ・小班の分筆・合筆及び齟齬の修正による追加・解除(面積の増減はなし)
- (2) 変更区域

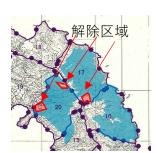
別紙のとおり

(3) 変更面積

① 2 haの減







③13haの増





④5 haの減





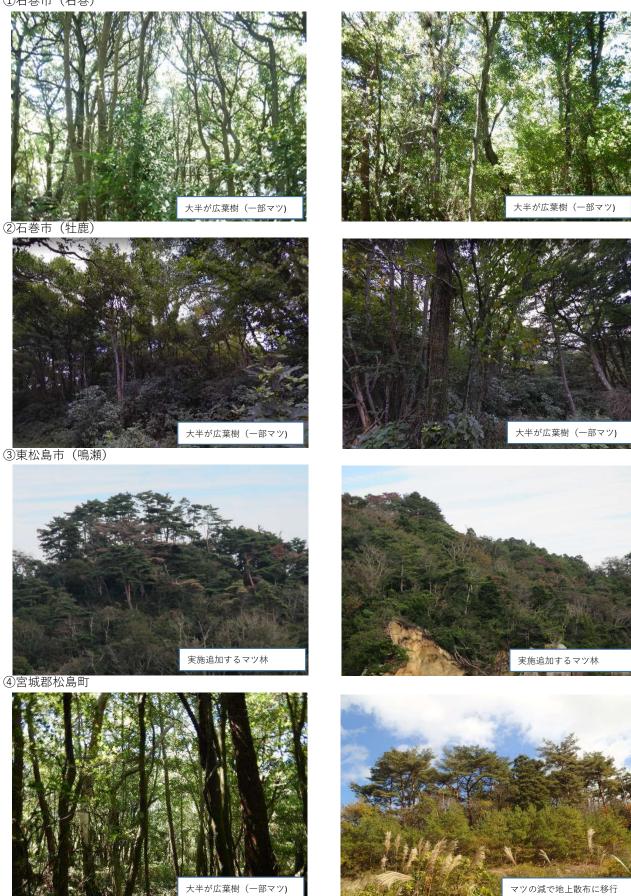
Google マップ及び宮城県森林情報管理システムの地形図を加工

変更区域一覧

地区	追加	解除	面積増減
	追加 83林班 ト-1-1~ト-1-4,ト-2-1,ト-12-1 84林班 ト-1-1~ト-1-6,ト-2-1~ト-2-6 20林班 ロ-8-1	解除 83林班 ハ-10,ハ-25~30,ハ-36,ハ-45, ハ-48~ハ-51,ハ-55~ハ-66,ハ-71, ホ-13,ト-8,ト-14 84林班 ハ-21 16林班 ハ-7,ハ-12-1,ニ-8-1 17林班 イ-2~イ-3-1,ロ-5,ロ-6-1,	面槓増減 2haの減
(牡鹿)		1-2~1-3-1,ロ-5,ロ-6-1, ハ-1~ハ-3,=-1-1,=-4-1,=-6, =-11~=-15,=-17~=-21 20林班 ハ-5-1,ハ-5-2,ホ-1,ホ-4,ホ-6,ホ-12	3haの減
東松島市 (鳴瀬)	変更なし	変更なし	13haの増
松島町	5林班 イ-1,ロ-16,ロ-18,ハ-1,チ-4~チ-6 6林班 ロ-1,ロ-2,ホ-5,ホ-6,ホ-9,へ-6 7林班 イ-19,イ-20,イ-24,イ-25	1林班 ロ-1,ロ-1-2,ホ-1,リ-3, 2林班 ホ-5~ホ-8 3林班 へ-4,へ-5,へ-7,へ-10,へ-12, へ-15~へ-17 4林班 イ-2,イ-4,イ-5,イ-8~イ-24,ニ-7 チ-4,~チ-6 5林班 リ-2~リ-4,リ-9~リ-12,リ-14 12林班 ホ-1,へ-2~ヘ-5	5haの減
女川町	変更なし	変更なし	増減なし

現況写真

①石巻市 (石巻)



			変 更 後				変更前
+ u		T-7±	le ia	u	1	T-7:	57.14
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	 (ha)		郡市名	町村名	(h a)	
石巻市(石巻)		<u>54</u>	83林班 ^-4,5,6,7,8,9,11,12,12-1,13,14 ホ-2,3,4,5,11,12,12-1 ^-1,2,3 ト-1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,6,6-1,7,12,12-1 84林班 ^-5,5-1,12,13,13-1 ト-1,1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,1-6,2,2-1,2-2,2-3, ト-2-4,2-5,2-6	石巻市 (石巻)		56	$83(n-4 \sim n-14, n-25 \sim n-30, n-36, n-45, n-48 \sim n-51, n-55 \sim n-66, n-71, \pm 2 \sim \pm -5, \pm -11 \sim \pm -13, n-1 \sim n-3, k-1, k-2, k-6 \sim k-8, k-12, k-14)$ 84(n-5, n-5-1, n-12, n-13, n-13-1, k-1, k-2, n-21)
石巻市(牡鹿)		<u>127</u>	15林班 -1.2.3.4.5 16林班 -3.4.8 -5-1.6.8,9,9-1.12 =-1.7.8,9,10,11 17林班 -4.5.6,7,10,11,11-1,12,12-1 -2.3,3-1,4,5-1,6,7,8,9,10 -5.6,7 -9 20林班 -1.2.3,4,4-1,5,6,7,8,8-1 -3,3-1,4,4-1,4-20,4-21,5,6,7,8,9 =-1,2,3 -2,3,7	石巻市(牡鹿)		130	$15(\pm -1 \sim \pm -5), 16(4-3, 4-4, 4-8, n-5-1 \sim n-9-1, n-12, n-12-1, = -7 \sim = -11), 17(4-2 \sim 4-7, 4-10 \sim 4-12-1, = -2 \sim = -10, n-1 \sim n-3, n-5 \sim n-7, = -1-1, = -4-1, = -6, = -9, = -11 \sim = -15, = -17 \sim = -21), 20(1-1 \sim 1-8, n-3 \sim n-9, = -1 \sim = -3, \pm -1 \sim \pm -4, \pm -6, \pm -7, \pm -12)$

			変更後				変 更 前
所 在 地		面積	区域	所 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)		郡市名	町村名	(h a)	
東松島市		8 <u>0</u> (<u>**32)</u>	1林班 ハ-1,2,3,3-1,3-2,4,4-1,4-2,5,6 2林班 イ-1,1-1,2,3,3-1,4,5,6 3林班 ホ-1,2,3 4林班 イ-5,6,7,8,9 5林班 イ-38,39,40,41,41-1,43,44,45,46,47,48,49,50, イ-51,52,53,53-1,54,55,56,57 7林班 =-38,39,40,41,42,43,43-1,44,45,46,47,47-1,48 ホ-10,11,11-1,12,25,26,27,28,28-1,29,31,32, ホ-32-1,33,36,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47, ホ-48,49,50 ハ-1,2,3,4,5,6,7 8林班 =-1,2-1,3,4 12林班 イ-1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11 ロ-1,2,3,3-1,4,4-1,4-2,5 ハ-1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18 ハ-19,20,21,22,23,24,25,28 宮戸地区(財務局有地内に存する松林)※	東松島市		67	1(ハ-1~ハ-6),2(イ-1~イ-6),3(ホ-1~3),4(イ-5~イ-9), 5(イ-38~イ-57),7(ニ-38~ニ-48,ホ-25~ホ-50, ^-1~^-7),8(ニ-1~ニ-4),12(イ-1~イ-11,ロ-1~ロ-5, ^-1~^-28,ただし^-7,26,27を除く), 宮戸地区(財務局有地内に存する松林)

			変更後					変 更 前
所 在 地		面積	区域	P)	近 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)			郡市名	町村名	(h a)	
宮城郡	松島町		1林班 n-1,2,3,4 =-1,4 ホ-2,3 n-1 リ-4,5 2林班 =-6,7,8 3林班 4-2 4林班 4-3,6,7 =-5 5林班 4-1 ロ-16,18 n-1 チ-4,5,6 6林班 ロ-1,2 ホ-5,6,9 n-1,3,4,5,6,9 7林班 4-19,20,24,25		宮城郡	松島町	98	$1(\square -1,\square -1 -2, \wedge -1 \sim \wedge -4, \square -1, \square -4, + -1 \sim + -3, \\ $

			変更後					変 更 前
所 在 地		面積	区域	所	斤 在 地		面積	区域
郡市名	町村名	(h a)			郡市名	町村名	(h a)	
牡鹿郡	女川町	<u>37</u>	130林班 (-1,2,2-1,2-2,3,3-1,3-2,3-3,3-4,4,-4-1,4-2,5 (-5-1,5-2,6,7 ロー1 134林班 (-1,1-1,2,3,4,4-1,4-2,5,5-1,6,6-1,7 ロー1,1-1,1-2,2,3,3-1,3-2,4,5,5-1,5-2,6,7,7-1 ロー7-2,8,8-1,9,9-1,9-2,10,11,11-1,12,12-1 ロー12-2,13,14,15,16,16-1,17,17-1,17-2 ハー1,1-1,2,2-1,3,4,6,6-1,6-2 ニー9,9-1,9-2,10,10-1,10-2,11,12,13,13-1,14 ニー15,16,17,18,18-1,19,20,21,22,22-1,23,23-1 ニ-24,24-1,25,26,26-1,27,28,29,29-1,30,30-1 ニ-31,32 ホー1,1-1,2,3,4 トー1,1-1,1-2,1-3,1-4,2,2-1,2-5,3,4,5,6 135林班 (-1,2,3,4,5,6,7,7-1,8,9,10,11,12,13,14 ロー1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,26,28		牡鹿郡	女川町	37	130(イ-1~イ-7,ロ-1),134(イ-1~イ-7,ロ-1~ロ-17-2, ハ-1~ハ-6-2,Ξ-9~Ξ-32,ホ-1~ホ-4,ト-1~ト-6), 135(イ-1~イ-14,ロ-1~ロ-10,ロ-26,ロ-28)
合計		<u>391</u>			合計		388	

高度公益機能森林の区域の指定(案)について

【指定箇所:塩竈市】

・塩竈市浦戸字野々島(馬ノ背島)

12林班ロ6-77 (0.96ha うち松林面積 0.96ha)

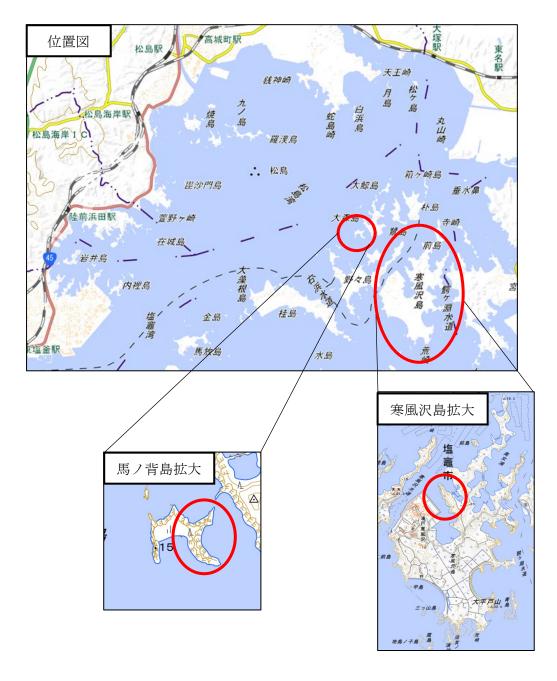
· 塩竈市浦戸字寒風沢 (寒風沢島)

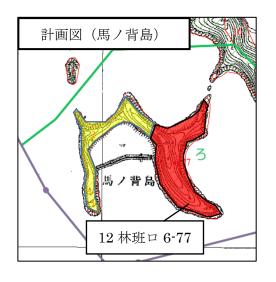
14林班ヌ6-77 (0.28ha うち松林面積 0.11ha)

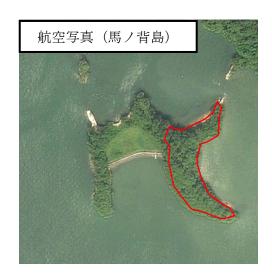
1 4 林班ヌ7-77 (0.44ha うち松林面積 0.18ha)

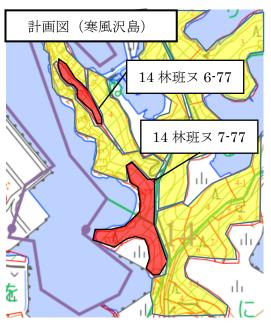
【指定理由】

当該林小班(計画図:赤色着色)のある「馬ノ背島」及び「寒風沢島」は、松島湾に浮かぶ「浦戸諸島」の一部であり、特別名勝「松島」を象徴する松林を有する離島である。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班(計画図:黄色着色)と併せて一体的な防除を行うことにより、観光資源の保持に努めるために指定するもの。











位置図:地理院地図を加工して作成

計画図:宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

航空写真:Bing Maps を加工して作成

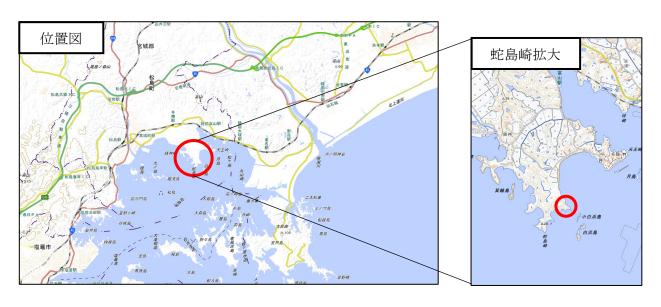
【指定箇所:松島町】

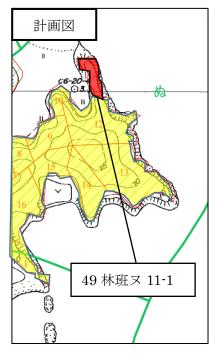
• 松島町手樽

49 林班ヌ11-1 (0.12ha うち松林面積 0.06ha)

【指定理由】

当該林小班(計画図:赤色着色)のある区域「蛇島崎」は、松島湾に面し観光資源となる松林を有している。既に高度公益機能森林に指定されている周辺林小班(計画図:黄色着色)と併せて一体的な防除を行うことにより、健全な松林の保全を推進するもの。







位置図:地理院地図を加工して作成

計画図:宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

航空写真:Bing Maps を加工して作成

○報告事項

別紙

対策対象松林区域変更一覧(令和2年11月現在)

1. 区域の追加

○地区実施計画の変更報告を受けたもの

区分	市町村名		区域	面積
上 分	川町刊名	林班	小班	(ha)
		38	^35-3	0.00
		55	√11-1	0.00
		58	11-3 · 11-4 · p2-1 · p2-2 · p2-3 · p4-4	0.9
		96	□5-1 • □5-2 • □7-2	0.9
		62	^6-1 · ^9 · ^9-5	0. 5
	白石市	128	p12 · p14 · p14-3 · p16	4. 2
地区保全森林		129	₹3 • ₹3-1 • ₹4 • ₹5 • ₹5-1 • ₹6 • ₹6-1	3. 7
		129	\$30 · \$40−77	3. 1
		145	f30 · f31 · f32 · f33 · f34 · f35	0.4
		147	*1	1.8
		153	111-3 · 114 · 10-3 · 12-1 · 19-2	2. 2
		100	^19-6 • ^21-1	2. 2
	七ヶ宿町	149	¤21	0. 1
	小計((地区保全	森林)	14. 1
		合計		14. 1

○既指定林小班から分筆されたもの (面積追加なし)

다스			区域
区分	市町村名	林班	小班
	七ヶ浜町	10	±12−1
	石巻市(旧石巻市)	83	\2-1 • \2-2 • \2-3 • \6-1
		171	^10-1 • ^11-1 • ^12-1
		172	√3−1 · =4−1 · ホ4−1
高度公益機能森林	気仙沼市 (旧気仙沼市)	174	√17-1 • ¤16-2
		179	^9-1
		181	₹1-1 • ₹9-1
	気仙沼市 (旧唐桑町)	42	^13-1
	南三陸町 (旧歌津町)	54	『2-1・『3-1・₹4-7・₹4-8
	石巻市(旧北上町)	9	₹8-1
地区保全森林	11位川 (旧北上川)	11	\$7-2 • \$10-1
	石巻市 (旧牡鹿町)	20	□8-1 • △3-1 • △4-20 • △4-21 • △5-1 • △5-2

2. 区域の削除

○特定森林(松林)でなくなったもの ※太字は宮城県防除実施基準区域解除に係る林小班 市町村名 区分 林班 (ha) 仙台市 (若林区) p12 · p13 · p14 · p15 · p16 · p17 · p18 · p19 1.09 2 p20 · p21 · =35 · =38 67 ₽3-1 • ∧3 • ∧6 • ∧7 • ∧12 • ∧13 名取市 1, 60 69 =1 · =2 · =2-1 · =2-2 · =3 · =4 岩沼市 33 √17 0.05 D1 - #1 - J3 1 **ホ5 - ホ6 - ホ7 - ホ8** 2 松島町 9.64 5 IJ4 - IJ9 - IJ9-1 - п9-2 - IJ12 - IJ14 12 ***1 - ^4** 亘理町 33 2.87 p1 • p2 • p3 • p4 • =1 • =1-1 6 10 \$12 七ヶ浜町 4.46 11 47 *N*2 13 ۸15 大崎市(旧古川市) 1. 15 8 *γ*23 加美町 (旧宮崎町) 0.53 3 71 • 71-2 57 =11-2 70 14-2 ¤44-1 · л10 · л25 · л26 · л27 · л28 · л29 n30 - n36 - n45 - n48 - n49 - n50 - n51 162 - 163 - 164 - 165 - 166 - 171 - 113 84 √24-1 • □15 • **^21** • ‡2-1 • ‡8-1 • ^6-1 91 ₹8-1 • ₹22-1 92 √62-1 • \$7-1 102 □12-2 · ∧23-1 105 ₽34-1 石巻市(旧石巻市) √36-1·√91 15. 47 106 107 √30-1 110 =18-1 115 ∆6-1 116 ¤25-1 117 √3-1 · √28 · ¤42-1 高度公益機能森林 118 ¤11-1 • =7-1 • =16 • #10-2 119 √110-1 • √17-1 • √30-1 • √63-1 124-1 • 125-1 • 167-1 • 13-1 • 15-1 121 =25-1 · \$10-1 125 ^10−1 • ^14 126 △5-1 · △6-2 · △6-3 127 p6-1・p18-2・p19-1・p21・ホ4-2・^22 石巻市(旧河北町) 0.10 **1**1−1 石巻市(旧雄勝町) 5 0. 02 n8-2 32 石巻市(旧北上町) 0.58 44 N4-1 • N9-1 • 78-1 =9-1 · =27-2 石巻市 (旧牡鹿町) 0.87 52 3 n29 · n30 8 ¤41 9 Λ4 12 *∧*3−1 東松島市 (旧鳴瀬町) 3. 17 13 127 付5・11・11 15 17 #3 ^1 · \6 19 16 ハ13-1 96 **^14** 130 ¤5−1 女川町 2.29 132 133 ₽17-1 \2-2 • \2-3 • \2-4 134 登米市 (旧東和町) √4-1 · √13-1 20 1.72 登米市 (旧中田町) 0.53 2 =1-2 気仙沼市 (旧気仙沼市) 0.27 170 Λ3 16 ****7 気仙沼市 (旧本吉町) 0.33 17 Λ5 南三陸町 (旧志津川町) 109 18−1 0.61 小計 (高度公益機能森林) 47.35

区分	市町村名		区域	面積
L-73	松島町	林班 14	小班 	(ha) 0.40
		4	114 · #1	
	大崎市 (旧古川市)	16	□1 · □6	0.94
被害拡大防止森林		124	^2 • ^3 • ^4 • ^5 • ^6	
	大崎市(旧岩出山町)	136	<i>f</i> 6	7. 46
	\7 (\) m-	141	\(\gamma \)9-1 • \(\gamma \)10	0.50
	涌谷町 小計(被	19 実拡上防	43-2・44	0. 52 9. 32
	山元町	65	113 · 114	0. 23
	大衡村	33	□6-1 • □8-3	0. 86
	栗原市 (旧若柳町)	11	=5−1	0. 20
	未原川 (旧石柳町)	18	=21	0.20
		157	=10	
	栗原市 (旧栗駒町)	166 170	 19 123 	1. 69
		176	p17	
	栗原市(旧一迫町)	89	^31	0.08
	栗原市 (旧瀬峰町)	4	□23 • □24	1. 12
		11	^12-1 • ^13-1 • ^13-2 • ^13-3	
		23	p28-1 • =21-1 • f 12-1	
		42	/20-1 • /21-1 • /31-1	
	石巻市(旧石巻市)	43 56	^1-1 √1-2	4. 45
		57	ロ1-1・ホ9-1	
		58	□10-1 • □22-1 • □37-3 • △12-1	
		59	f8-1	
	石巻市(旧河北町)	65	128-1	0. 58
		78	^13	
	石巻市 (旧雄勝町)	15 20		2. 91
		19	119	
	石巻市 (旧河南町)	53	150	1.00
		4	¤6-2	
		9	125-2	
	石巻市(旧北上町)	10	p11-2	2.03
地区保全森林		22	^28-1 ^8-1	
地区床主林作		31	11-1 • 12-1 • 146-1 • 159-1 • 177-1	
		13	(83-1 · √92	
		14	√4-1 • √5-1 • √26-1 • √31-1 • √50-1	
		14	□1-1 · =39-1 · ホ8 · ^12-2 · ├13-1 · チ7-1	
	石巻市(旧牡鹿町)	16	n7 · n12-1 · =8-1	16. 57
		17	12 • 13 • 11 • 12 • 13 • 11 • 14 • 1 16 • 11 • 12 • 13 • 14 • 15 • 17	
		11	=18 · =19 · =20 · =21	
		18	=30-1 • \$\pi 6-1 • \$\pi 7-1	
		20	*1 - *4 - *6 - *12	
	東松島市 (旧鳴瀬町)	8	=2	0.00
		2	/13-1	
		21 37	□4-1 • □5-1 □28-1	
		38	√26-1 • □26-3 • □28-1	
	女川町	39	122-1	3.69
		65	п33	
		86	12	
	7% \b (10 \ 10 \	138	√1-1	0.05
	登米市(旧迫町)	12	p10	0.67
	登米市 (旧東和町)	15 19	□24 ホ31-1 • ^4-1 • ^14-1	0.97
	五八四 (四本和門)	23	//9-1	0.91
	登米市(旧米山町)	1	k32	0.30
	登米市 (旧南方町)	12	√30 · □1 · △10	0. 13
	気仙沼市 (旧本吉町)	16	=4	1. 31
	南三陸町 (旧志津川町)	128	J34	0. 20
	南三陸町(旧歌津町)	50	¤19	0. 13

区分	市町村名	区域		面積
		林班	小班	(ha)
地区被害拡大防止森林	石巻市(旧石巻市)	93	12-1 • 13-2 • 13-3 • 17-1 • 17-2 • 111-4	9.91
			111-7 · 116-1	
	女川町	39	±6−1	0. 50
	登米市(旧東和町)	71	122-1	
		101	±7−1	2. 18
		102	±12	
		110	=7	
	登米市 (旧中田町)	3	<i>^</i> 57	0. 01
	気仙沼市(旧本吉町)	26	₽ 15	
		38	n13	
		45	12	
		47	p4	
		49	^10	
		65	n3	
		79	14	15. 25
		81	 \$6	
		92	□6 • □8 • □10 • ハ5	
		93	ᡮ11	
		97	^9-1	
		116	* 4	
		151	р7	
	南三陸町(旧志津川町)	1	^2	3.30
		3	p4	
		41	¤19	
		68	^6	
		77	□19 · □22	
		104	¤20	
小計(地区被害拡大防止森林)				31. 15
合計				126. 94

〈参考〉

対策対象松林について

県は、森林病害虫等防除法第7条の5第1項の規定により、森林資源として重要な松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫防除事業を行う森林(対策対象松林)の区域を指定し、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止することとなっている。

対策対象松林の定義

- 高度公益機能森林(県知事指定:協議事項) 森林法により保安林として指定された松林及び、その他の公益的機能が高い松林であって、松林以外では当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める森林。
- 被害拡大防止森林(県知事指定:協議事項) 被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく拡大すると思われる松林であって、具体的には、高度公益機能森林の周辺にあってこの森林を保全するため、樹種転換を促進しようとする森林。

〈以下参考〉

- 地区保全森林(市町村長指定) 高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち, 高度公益機能森林に準じた対策を行う森林。
- 地区被害拡大防止森林(市町村長指定) 高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち, 被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林。

